

平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 27 号
豊岡ジオ・コウノトリ学術情報館長等選考規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学学術総合情報センター規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 95 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき豊岡ジオ・コウノトリ学術情報館長（以下「館長」という。）の選考等に関して必要な事項について定めるものとする。

(選考)

第 2 条 館長候補者は、地域資源マネジメント研究科教授会（以下「教授会」という。）で選考する。

(推薦)

第 3 条 地域資源マネジメント研究科長は、理事会あて館長候補者の推薦を行うものとする。

(任期)

第 4 条 館長の任期は、2 年とする。

2 館長は、再任されることができる。

(館長補佐)

第 5 条 豊岡ジオ・コウノトリ学術情報館に、館長補佐を置く。

2 館長補佐は、館長が推薦し、教授会で決定する。

3 館長補佐は、館長の職務を補佐する。

4 館長補佐の任期は、1 年とする。

5 館長補佐は、再任されることができる。

(規程の改正)

第 6 条 この規程の改正は、教授会の議決による。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、館長の選考等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。